

《医師（病院勤務医）の負担軽減及び処遇改善》

医師の働き方改革の推進及びより安全・安心な医療提供体制を維持するため、厚生労働省の定める施設基準に基づき、「医師の負担軽減及び処遇の改善に資する計画」「医師労働時間短縮計画」を策定し、責任者を配置し、勤務状況を把握した上で、労働時間短縮や業務分担に取り組んでおります。

《看護職員の負担軽減及び処遇改善》

看護職員が健康で安心して働き続けられる環境を整えるため、厚生労働省の指針及び厚生労働省の定める施設基準に基づき、責任者を配置し、計画を策定し、負担軽減および処遇改善に向けた取組を行っております。

《医療従事者の負担軽減及び処遇改善》

医師、看護師、薬剤師、コメディカルおよび事務職員など、すべての医療従事者が心身ともに健康に勤務し、質の高い医療を提供できるよう、厚生労働省の定める施設基準に基づき、責任者を配置し、計画を策定し、取組を行っております。

令和8年6月1日